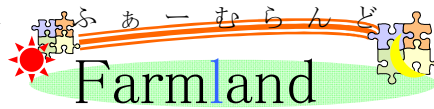




会報



第23号

平成27年4月

平成27年度から、多面的機能支払が法律に基づいた制度となりました

- 法律に基づいた安定的な制度として、地域の共同活動を支援します。
- 法律に基づく事業計画を作成して、市町村の認定を受けてください。

【継続組織の提出書類】

- ・ **事業計画書**（様式6-6号、様式6-5号）
市町村から雛形が提示されます。
- ・ **活動計画書（追加活動申請書）**
活動計画に変更がない場合は、提出の必要はありません。

活動計画に変更がある場合

活動計画書（様式1-3号←平成27年度版）を作成する必要があります。

例：①対象農用地面積の増減がある場合

②資源向上支払（共同活動）の単価が6/6となる場合

農村環境保全活動2テーマ又は、多面的機能の増進を図る活動を平成27年度から新たに実施する場合

③対象施設を新たに追加する場合

長寿命化の対象に新たに水路（農道、ため池）を追加する場合

・参加同意書

構成員に変更がない場合は、提出の必要はありません。

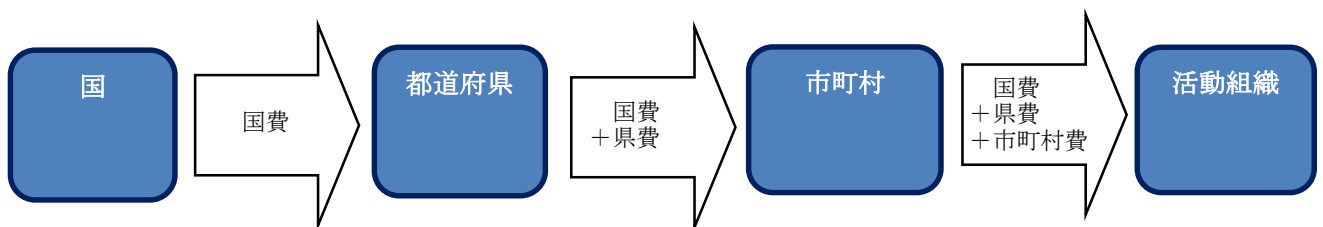
・工事に関する確認書（様式1-12号）

新たに土地改良区が管理している施設を対象とする場合は提出必要。

従前の協定に変更がない場合は、提出の必要はありません。

*平成27年度からは、市町村との協定締結は必要ありません。

- 平成27年度からは、市町村を通じて交付金が交付されます。



従来通り、**4月1日からの活動が対象となります。役員等で点検（機能診断）を実施、年度活動計画を策定し、実践活動を開始しましょう。**

従前からの活動組織は、資源向上支払（長寿命化活動）において、交付決定前でも工事はできますので、計画的に実施して下さい。（平成26年度に材料等購入している場合など）

多面的機能支払制度研修会を開催

平成27年3月22日（日）ハワイアロハホール（湯梨浜町）に於いて、多面的機能支払制度研修会が開催され、県内活動組織から約400人の参加がありました。

木村会長（鳥取県農地・水・環境保全協議会）の開会挨拶の後、まず、平成27年度に向けた制度の改正点等について、県担当者、協議会事務局員から説明がありました。活動組織から「平成27年度の交付金は、いつ組織へ支払われるか」という質問がありましたが、「早ければ6、7月になる。詳しいことは、各市町村へ」という回答でした。

次に、優良事例発表として、「瑞穂地区環境を守る会」中原代表より、地区概要、組織の成立ち、活動内容等について説明がありました。中原代表は、平成19年度から現職に就かれています。後継者がなかなか見つからないと言われていました。この点は、どこの活動組織でも抱えている問題だと思われます。

研修の最後に、徳野教授（熊本大学文学部）から「人口減少時代の農山村のゆくえ」と題して、ご講演頂きました。



県・協議会による制度説明



徳野教授による講演

要綱・要領による変更のポイント

1. 資源向上支払交付金（長寿命化）の協定終了年度が平成27年度で、農地維持支払交付金の協定終了年度が平成30年度である場合、資源向上支払交付金（長寿命化）を平成30年度までとすることができます。なお、短い方の協定期間にすることはできません。事業計画の変更→活動計画書（平成27年度版様式1-3号）を提出してください。
2. 協定期間の終了をもって活動組織が活動をやめる場合、残金は返還となりますが、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する場合は、残金を繰り越すことが可能となりました。

支援員による活動組織からの聞き取りを計画しております。

平成27年度がスタートしました。本年度も支援員を配置し、活動組織からのご相談事等さまざまなお話をさせて頂きたいと考えております。ついては、市町村担当者を通じてスケジュールの調整を行いますので、その節にはご協力お願いします。